

長崎県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱に関し、必要な事項を定める。

(要件)

第2条 推進員の要件は次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化防止に強い関心を持ち、地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進に熱意と識見を有する者
- (2) 環境保全、消費生活、自治会など住民と密接な活動の経験を持ち、住民に対して普及啓発活動等を行うことができる者
- (3) 年齢満18歳以上で長崎県内に居住する者

(定数)

第3条 推進員の定数は100名程度とする。

- 2 各地区ごとの推進員は原則として別表1のとおりとする。

(委嘱の方法)

第4条 推進員は、公募により募集し、審査のうえ、委嘱する。

- 2 県は、委嘱した推進員に、長崎県地球温暖化防止活動推進員之証を交付する。

(活動)

第5条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づき、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自ら地球温暖化防止に資する行動を実践するとともに、推進員としての資質の向上に努める。
 - (2) 市町や住民などの依頼に基づき、住民に対する普及啓発活動を行うほか、自ら活動計画を企画し、自主的な普及啓発活動を行う。
 - (3) 県内の各種団体等が行う地球温暖化防止に関する活動へ協力依頼を受けた時は、積極的に協力する。
 - (4) 地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を県・市町及び住民へ提供する。
 - (5) 県及び市町等が開催する研修会や講演会等へ積極的に出席する。
- 2 推進員は、第1項に掲げる活動を行う際は、第4条第2項の規定に基づく証明書を携帯し、必要に応じて提示するものとする。

(活動状況の報告)

第6条 推進員は、様式1により活動状況を半年ごとに県へ報告しなければならない。

(委嘱の期間)

第7条 推進員の委嘱の期間は2年以内とする。ただし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 推進員は、再任することができる。

(委嘱の取り消し)

第8条 知事は、次に掲げる場合、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が相当期間活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 転居したことにより、第2条第3号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他推進員として不適任と認められるとき。

(身分)

第9条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を持つものではない。

(地区代表推進員の選定)

第10条 各地区の推進員のうち1名を地区代表推進員に選定する。

2 地区代表推進員は、第5条の規定に基づく活動のほか、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県や長崎県地球温暖化防止活動推進センターが主催する地区代表推進員会議等への出席
- (2) 県や長崎県地球温暖化防止活動推進センターなどからの連絡事項の伝達
- (3) その他各地区の推進員活動の調整

(経費)

第11条 県は、予算の範囲内において、県が定めた期限までに第6条の規定に基づき活動状況の報告をした推進員にその活動に対する謝金を支給する。ただし、当該報告の内容について第5条に規定する活動が十分とは認められない者に対しては、謝金を支給しないものとする。

(庶務)

第12条 推進員に関する庶務は、県民生活環境部地域環境課で行う。

附則（13 環保第 199 号）

この要綱は、平成 13 年 12 月 25 日から施行する。

附則（17 環政第 410 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（18 環政第 98 号）

この要綱は、平成 18 年 6 月 13 日から施行する。

附則（20 未環第 5 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（20 未環第 87 号）

この要綱は、平成 20 年 6 月 27 日から施行する。

附則（22 未環第 2 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（22 未環第 199 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（25 未環第 32 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（27 未環第 225 号）

この要綱は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。

附則（28 環政第 6 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（29 環政第 125 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2 地環第 9 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（4 地環第 2 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

地 区 名	推進員数*
長崎地区（長崎市）	17 名程度
佐世保地区（佐世保市）	13 名程度
西彼地区（西海市、長与町、時津町）	8 名程度
県央地区（諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町）	15 名程度
県南地区（島原市、雲仙市、南島原市）	14 名程度
県北地区（平戸市、松浦市、佐々町）	8 名程度
五島地区（五島市）	7 名程度
上五島地区（新上五島町、小値賀町）	5 名程度
壱岐地区（壱岐市）	4 名程度
対馬地区（対馬市）	9 名程度
合 計	100 名程度

* 1 地区ごとの推進員は、次式により算定した。

$$\left(\frac{\text{地区人口}}{\text{県内人口}} + \frac{\text{地区面積}}{\text{県内面積}} + \frac{\text{地区内旧市町村数}}{\text{旧 7 9 市町村}} \right) \times 100 \times \frac{1}{3}$$

* 2 定数の範囲内で各地区の推進員数を増加できるものとする。